

## (仮称)文京区児童相談所運営計画(素案)についての意見及び区の考え方

## 1 意見募集の概要

件名	(仮称)文京区児童相談所運営計画(素案)について
意見の募集期間	令和4年12月2日から令和5年1月4日まで
意見の提出方法	電子メール(3件) 郵送(0件) 持参(0件)
意見を提出した人数及び件数	3人、14件

## 2 いただいたご意見と区の考え方

	いただいたご意見(要旨)	件数	区の考え方
	建設工事に関する意見	1	工事中は交通誘導員が常駐し、警備と交通誘導を行います。特に工事車両の出入りの際には、交通誘導員が近隣の幼稚園や寺社仏閣を往来する子どもたちなどの歩行者等に配慮し、安全を最優先した誘導を行ってまいります。
	建設工事中は、傳通院に出入りする子どもに注意して工事車両の出入りを行ってください。		
	文言等についての確認	1	改正後の「児童福祉法等改正法」という法律により、「全ての児童は適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障される権利を有すること」や、「特別区の児童相談所設置」が規定されていることから、このような表記としています。
	1頁4行目「児童福祉法等改正法」は「児童福祉法等改正」の方が良い。		
	2頁1行目「一つ」と9頁の力の4行目「ひとつ」について、字句を統一した方が良い。		
	2頁の2 児童福祉の理念(1)子どもの人権の7行目「位置づけ」と18頁最下行から上に4行目「位置付け」について、字句を統一した方が良い。		「位置付け」に字句を統一します。

	いただいたご意見（要旨）	件数	区の考え方
	2 頁最下行から上に 7 行目及び 22 頁（3）相談援助の実際 の 1 行目「児童虐待防止法」は「虐待防止法」の方が良い。	1	1 頁 13 行目で「児童虐待の防止等に関する法律（以下「虐待防止法」という。）」としていることから、「虐待防止法」に字句を修正し、統一します。
	4 頁最下行から上に 4 行目「今般」とはいつのことか。		令和 4 年の法改正のことを指すため、「今般」を「令和 4 年」に修正します。
	8 頁の(6)関係機関との連携強化 のア 文京区要保護児童対策地域協議会 の 1 行目「規定よる」は「規定による」の誤記ではないか。		「規定による」に字句を修正します。
	20 頁(2)区児童相談所の相談の流れ のア 相談受付・経路 の 6 行目「令和 4 年度」は「令和 4 年」の方が良い。		「令和 4 年」に字句を修正します。
	22 頁オ 里親委託について の 5 行目「当たって」と同 17 行目「あたって」について字句を統一した方が良い。		「当たって」に字句を統一します。
	23 頁(ケ) 臨検・搜索 の 2 行目「簡易裁判所の裁判官の許可状により、児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、」の方が良い。		<p>ご指摘を踏まえ、23 頁（キ）（ク）との表記の仕方とも合わせ、文言を次のように修正します。</p> <p><b>修正前：</b>保護者が正当な理由なく立入調査に応じない場合において、児童虐待が行われている疑いがあるときは、地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の許可状により、当該児童の住所若しくは居所に臨検させ、又は当該児童を搜索させることができる。</p> <p><b>修正後：</b>保護者が正当な理由なく立入調査に応じない場合において、児童虐待が行われている疑いがあるときは、地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の許可状の交付を受け、児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該児童の住所若しくは居所に臨検させ、又は当該児童を搜索させることができる。</p>

	いただいたご意見（要旨）	件数	区の考え方
	47 頁の年月欄の「昭和 22 年 12 月」は何がなされた年月なのか分かるようにした方が良い。	1	「昭和 22 年 12 月」が児童福祉法の公布、「昭和 23 年 4 月」が全面施行であることが分かるよう修正します。
	50 頁の最後の年月欄の記載が漏れている。		罫線を整理し、公布及び施行年月日が一覧できるよう修正します。
	<p>里親に関する意見</p> <p>経験の浅い養育里親だが、日々、不安の中で里子を養育しており、要望を出すまでの経験が無いが、今後、要望を出せるような場が設けられると有難い。</p>	1	<p>本区の里親支援体制は、開設当初の混乱を避け、里親支援の継続性を確保する必要があります。そのため、これまでの里親支援体制を基本としつつ、本区としての支援体制を検討し、里親の皆さんが安心して養育できる体制を構築していきます。本計画にもその旨について追記します。</p>